○　農地・水保全管理支払交付金交付要綱（平成23年４月１日付け22農振第2260号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改　　正　　後	現　　行
農地・水保全管理支払交付金交付要綱 制定　平成23年４月１日付け22農振第2260号 最終改正　平成25年５月16日付け24農振第2704号 農林水産事務次官依命通知 （実績報告） 第10　交付金の実績報告は、次により行うものとする。 (1)～(4)　（略） (5)（4)の規定にかかわらず、補助事業者が消費税を納める義務が免除される事業者である場合は、売上高を確認できる資料の地方農政局長等への提出をもって消費税等相当額報告書による報告とみなすことができる。	農地・水保全管理支払交付金交付要綱 制定　平成23年４月１日付け22農振第2260号 最終改正　平成25年４月１日付け24農振第2638号 農林水産事務次官依命通知 （実績報告） 第10　交付金の実績報告は、次により行うものとする。 (1)～(4)　（略） ［新設］

付則（平成25年５月16日付け24農振第2704号）
　この要綱は、平成25年５月16日から施行する。

改　　正　　後　（最終改正　平成25年度５月16日付け農振第2704号）	現　　行　（最終改正　平成25年度４月１日付け24農振第2638号）

別紙2
実績報告整理表

（3／3）

平成　○○　年度

都道府県名	市町村名	地方負担分の交付団体名	対象組織番号			対象組織名	2 高度な農地・水の保全活動																			3 地域資源保全プランの策定	4 活動組織の広域化・体制強化
							農業用水の保全					農地の保全			地域環境の保全									その他	（地域特認取組）		
			採択年度	分類	番号		(1)循環かんがいによる水質保全	(2)浄化水路による水質保全	(3)地下水かん養	[新設]		(1)土壌流出防止		(2)ため池利用による洪水調整	(1)生物多様性の回復				(2)水環境の回復	(3)水田貯留		[新設]		専門家の指導			
							循環かんがい施設の保全等（ha）	水路への木炭等の設置（m）	冬期湛水等のためのポンプの設置（ha）			グリーンベルト等の設置（m）	防風林の設置（m）	ため池等の浚渫（m3）	水田魚道の設置（箇所）	水路魚道の設置（ha）	生息環境向上施設の設置（箇所）	生物の移動経路の確保（m）	水環境回復のための節水かんがいの導入（ha）	水田貯留（排水桝の改良、畦畔の嵩上げ等）（ha）	水田貯留（水位調整板（管）の設置）（ha）			専門家による技術的指導の実施（回）			
市町村　計						組織																					

改　正　後

別紙2
実績報告整理表

平成　○○　年度

（3／3）

都道府県名	市町村名	地方負担分の交付団体名	対象組織番号			対象組織名	2 高度な農地・水の保全活動																			3 地域資源保全プランの策定	4 活動組織の広域化・体制強化
							農業用水の保全					農地の保全			地域環境の保全									その他	（地域特認取組）		
			採択年度	分類	番号		(1)循環かんがいによる水質保全	(2)浄化水路による水質保全	(3)地下水かん養	(4)持続的な水管理		(1)土壌流出防止		(2)ため池利用による洪水調整	(1)生物多様性の回復			(2)水環境の回復	(3)水田貯留		(4)持続的な畦畔管理		専門家の指導			
							循環かんがい施設の保全等（ha）	水路への木炭等の設置（m）	冬期湛水等のためのポンプの設置（ha）	末端ゲート・バルブの自動化等（箇所）	給水栓・取水口の自動化等（箇所）	グリーンベルト等の設置（m）	防風林の設置（m）	ため池等の湛水（m3）	水田魚道の設置（箇所）	水路魚道の設置（ha）	生息環境向上施設の設置（箇所）	生物の移動経路の確保（m）	水環境回復のための節水かんがいの導入（ha）	水田貯留（排水桝の改良、畦畔の嵩上げ等）（ha）	水田貯留（水位調整板（管）の設置）（ha）	カバープランツ（地被植物）の設置（m2）	法面への小段の設置（m）	専門家による技術的指導の実施（回）			
市町村　計						組織																					